

## (5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

施 策 の 目 標		化学物質の大気や公共用水域等への排出を抑制し、化学物質による土壤や地下水の汚染を除去するなど、化学物質に起因する環境リスクの低減を図るための目標を次のとおりとします。 ◆化学物質による環境汚染のおそれのない安全・安心な暮らしを確保します。		
数 値 目 標	目標項目	有害化学物質の大気、水質に係る環境基準達成率		
	目 標 値	基本計画の目標 (平成 22(2010) 年度)	実施計画の目標 (平成 18(2006) 年度)	現 状 値 (平成 14(2002) 年度)
<p>【数値目標の説明】</p> <p>県内の大気及び水質の有害化学物質の調査地点のうち、有害化学物質に係る全ての項目が環境基準を達成した地点割合の平均値です。</p> $\text{達成率}(\%) = 0.5 \times \frac{\text{大気環境基準の達成地点数}}{\text{大気有害化学物質調査地点数}} + 0.5 \times \frac{\text{水質環境基準の達成地点数}}{\text{水質有害化学物質調査地点数}} \times 100$ <p>※ 平成 14(2002) 年度の調査地点数は、大気環境調査 32 地点、河川環境調査 98 地点(県調査地点)です。</p>				

### ア 有害化学物質対策の推進

#### ① 重金属等の有害化学物質への対応

- ◆ 有害大気汚染物質の監視【環境森林部】  
大気中の有害化学物質の濃度を引き続き調査するとともに、有害化学物質の使用事業者に対し自主的な排出抑制を促します。
- ◆ 水質の監視【環境森林部】（再掲）  
公共用水域や地下水の有害物質を継続的に監視します。
- ◆ 工場・事業場に対する規制・指導【環境森林部】（再掲）  
工場・事業場からの有害物質の排出の規制、監視を行います。

#### ② 新たな有害化学物質への対応

- ◆ ダイオキシン類等の環境調査の実施【環境森林部】  
県民の不安感が大きいダイオキシン類について、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制及び施設の改善指導を行います。

ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、大気、水質等および土壤の定期的なモニタリングを行います。

◆ 環境ホルモンに係る環境調査の実施【環境森林部】

人体や環境への影響が十分に解明されていない外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、河川等環境中のこれら物質の挙動を把握するため、水質等のモニタリングを行います。

＜この施策を推進するための目標＞

目標項目	事業所等に係るダイオキシン類の排出基準適合率		【目標の説明】 ○工場・事業場、廃棄物処理施設、廃棄物処分場への立入検査において、大気や河川に排出されるダイオキシン類が排出基準に適合している割合
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現状値 (平成13(2001)年度)	
	100 %	97 %	

## イ 化学物質の適正管理の推進

### ◆ P R T R の推進【環境森林部】

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律（P R T R 法）に基づき行うとともに、事業者による適正な管理を促進します。

### ◆ P C B 廃棄物の処理【環境森林部】（再掲）

県内 P C B 廃棄物の保管・処理に関する調査・指導を行います。

### ◆ 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保【環境森林部】（再掲）

産業廃棄物処理施設等の適正管理について監視・指導を進めます。

＜この施策を推進するための目標＞

目標項目	自主情報公開率		【目標の説明】
目 標 値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	○ P R T R の届出がなされた事業所のうち、自主的に P R T R の届出内容を公開した事業所の割合（前年度に届出された事業所に対するアンケート調査により把握します）
	10 %	0 %	

## ウ 地下水・土壤汚染対策の推進

### ◆ 土壤汚染対策の推進【環境森林部】

三重県生活環境の保全に関する条例による土壤汚染の届出があったもののうち、人の健康被害の恐れがあるものについて、当該土地の予備調査を行い、必要に応じ法で定められた調査命令および措置命令を行います。

### ◆ 河川等公共用水域水質監視事業【環境森林部】（再掲）

地下水の有害物質を継続的に監視します。

### ◆ ダイオキシン類等環境調査事業【環境森林部】（再掲）

ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、地下水及び土壤の定期的なモニタリングを行います。

### ◆ 農薬、化学肥料の適正使用の促進【農水商工部】

農薬の適正な流通及び使用を推進するため、販売者や使用者の啓発研修を実施するとともに、ゴルフ場に対しては、病害虫雑草安全防除指針により農薬の適正使用を指導します。

肥料については、施肥による硝酸性窒素等の地下浸透を抑制するため、機能性肥料や堆肥を活用した健全な土づくりを推進します。

### ◆ 環境に配慮した持続的な経営を行う農業者の育成【農水商工部】（再掲）

土づくりの励行や化学肥料、化学合成農薬の削減など環境にやさしい農業を実践するエコファーマーを育成するとともに、有機性資源由来堆肥の農業利用を推進します。

＜この施策を推進するための目標＞

目標項目	地下水・土壤汚染対策実施率		【目標の説明】 ○条例に基づき土壤・地下水汚染の届出がされた地点数のうち対策に着手された地点の割合
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現状値 (平成14(2002)年度)	
	100%	—	